

2020年6月9日

研究活動再開に向けた行動指針（案）

研究・知財戦略機構長

本学では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、明治大学活動制限指針（以下「指針」という）に沿った研究活動の制限を行っているところであります。今後の制限緩和を見据え、指針レベルが2に引き下げられた場合には、大学院等の授業や実験・実習科目の対面授業も再開される予定でもあることから、研究活動を再開するにあたり、文部科学省通知を踏まえ、次のような行動指針を定めます。研究活動を再開・実施するにあたりご留意ください。

1 研究活動再開に向けた基本方針

- (1) 学内でのクラスター発生を防ぐ（絶対に学内感染者を出さない）。
- (2) 予防・管理を徹底する（感染防止責任）。
- (3) 一つでもずさんなケースが出ると「その研究室等だけでなく大学全体の責任を問われる」ということを全ての関係者が肝に命じて行動する。
- (4) 感染防止のため電車による長距離の移動をしたくない学生、実家に帰省している学生、入国できない留学生もいることを踏まえ、そのような学生に対しては無理に来校をさせることのないよう、十分に配慮する。

2 研究活動の再開にあたっての留意点

- (1) 研究室・実験室等での活動について
 - ① 以下の一般的な感染予防策（接触・飛沫感染防止策）を徹底する。
 - ・立ち入り者相互の会話を最小限とする。
 - ・マスクを必ず着用する。
 - ・水と石鹸による手洗いを徹底する。
 - ・自宅を出る前に必ず検温し、平熱（概ね 37.5 度以下であること）かつ、体調に不安が無いことを確認する。
 - ・入構の際には、各施設等の入口に設置されている消毒液を利用する。
 - ② 在宅による研究を推進し、午前と午後、あるいは曜日毎等、交代制での勤務体制を取り入れ、現場での研究時間の削減に努める。
 - ③ 実験等の性質も考慮しつつ、1時間を目安に施設の換気を頻繁に行う。
- (2) 実験施設・設備の利用について
 - ・実験施設・設備の利用は最小限に留め、データ解析等は在宅で行う。

- ・ 3密を避けるための運転計画・施設利用計画を構築する。

(3) イベント・セミナー等について

- ・ WEB 会議ツールを活用したプログラムのライブ配信，特設サイトを用いたプログラムのオンデマンド配信等，オンラインで学会を開催する。
- ・ バーチャル会場（オンライン上のポスター展示場）を設置し，各申込者がアップロードしたポスターを掲示する。WEB 会議ツールを活用し，審査や質疑応答を行う。
- ・ 研究所・研究室の見学については，Web 会議ツールを活用して実施する。あるいは，参加者を少人数のグループに分け，多数の人が同じ施設・部屋に集まらないよう見学スケジュール・動線等を工夫する。

3 具体的行動例

(1) 感染防止

上記，一般的な感染予防策（接触・飛沫感染防止策）の他，「感染拡大の予防と研究活動の両立に向けたガイドライン」（令和 2 年 5 月 1 4 日文科科学省作成）を踏まえ，感染拡大の予防に最大限の配慮をすること。

(2) 研究室・実験室の利用時の行動

- ・ 各室の人数制限（通常利用時の 50%以下）を超えて入室しない。
- ・ 十分な対人距離（最低 1m）を確保する。
- ・ 研究室・実験室の入室・退室記録（氏名，入退室時刻，作業内容等）を毎日残す。
- ・ 目的の部屋へ直行・直帰する。
- ・ 実験等の性質も考慮しつつ，部屋の換気を確実に行う（1 時間に 2 回以上）
- ・ 打合せは必ずビデオ会議，チャット，メールで行い，対面の会議は最小限にする。

(3) 感染疑いのある場合の行動（学生を含む対応）

- ・ 家を出る直前に体調（体温など）を確認。感染の疑いがある場合は登校・出勤せず，研究室代表者にその旨を連絡し，必要であれば医療機関に相談する。
- ・ 入構後に体調に不安を感じた場合は，決して無理をせずスタッフ（診療所含む）に一言声をかけてから直ちに帰宅すること。

4 管理体制

研究活動再開に向けた新型コロナウイルス感染症防止に関わる管理体制を次のとおりとする。

- ・ 各学部等に部局等責任者を置く。部局責任者は研究者が所属する部局等の長をもって充てる（研究・知財戦略機構の部局等責任者は，研究担当副学長）。
- ・ 部局等責任者は，行動指針に基づき安全な研究活動が再開・維持できるよう必要な対応を行う。
- ・ 感染の疑いが発生した場合には，当該研究者は医療機関への相談と併せ，部局等責任者に

連絡するものとし、部局等責任者は研究担当副学長へ連絡、研究担当副学長は学長に報告の上、必要な措置を行うこととする。

5 その他

(1) 競争的研究費制度

資金配分機関（JSPS, JST, AMED 等）は、公募申請をはじめ各種手続きの期限延長など柔軟な対応を行っています。現在文部科学省の競争的研究費制度において実施している柔軟な対応については、文部科学省 HP に一元的に情報を集約して研究者・研究機関向けに公表しています（https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/mext_00638.html）。

(2) 出入国管理

日本政府は各種水際対策をとっています。日本への帰国・入国の際は、外務省の海外安全ホームページ（https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C048.html）等をご確認ください。

6 研究活動に関する指針による制限

【指針レベル 3】 2020 年 6 月 1 日～適用中

- ◆出張の原則中止。
- ◆学会等の研究集会への参加及び主催の禁止。
- ◆原則として在宅での研究とし、教育・研究の準備・継続に必要な場合のみ入構可。

【指針レベル 2】

- ◆学会等の研究集会への参加及び主催の原則禁止。
- ◆学内での研究活動については、研究環境に留意して許可。

【指針レベル 1】

感染拡大防止に留意して、通常通りの研究活動を認める。

【指針レベル 0】

通常通り

7 参考資料

・「感染拡大の予防と研究活動の両立に向けたガイドライン（令和 2 年 5 月 14 日付文部科学省）」

https://www.mext.go.jp/content/20200515_mxt_kouhou02_mext_00028_01.pdf

以 上